特定建設作業の届出のしおり

「騒音規制法」、「振動規制法」、及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」(以下、「市条例」といいます。)では、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音・振動・粉じんを発生する作業を「特定建設作業」として届出を義務付けるとともに、基準を設けて規制を行っています。

特定建設作業を実施しようとする場合は、次の点に留意し、工事現場の周辺の環境保全に配慮するよう努めてください。

1 届出が必要な特定建設作業の種類

//	騒音規	振動規		市条例				
作業名					制法	騒音	振動	粉じん
	くい打ち	幾(もんけんを除く)		0	0			0
	アースオーガーと併用				0	0		0
くい打機、くい抜機又はくい	圧.	入式		0				0
打くい抜機を使用する作業	くい抜	幾		0	0			0
	油	王式		0				0
	くい打く	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	除く)	0	0			0
びょう打機を使用する作業				0				
さく岩機を使用する作業			※ 1	0				0
ブレーカー(手持式のものを除く	(。)を使	用する作業	% 1	0	0			0
空気圧縮機(電動機以外の原動	空気圧縮機(電動機以外の原動機の定格出力が15kW 以上)							
を使用する作業(さく岩機の動き	カとしてイ	吏用する作業を除く	(。)	0				
コンクリートプラント(混練機の)	昆練容量	tが 0.45m³ 以上)又	はア					
スファルトプラント(混練機の混	練重量な	が 200kg 以上)を設	けて	0				0
行う作業(モルタルを製造する	ために=	コンクリートプラント	を設					
けて行なう作業を除く。)								
バックホウ(ショベル系掘削機	械)を使	20 kW ~80 kW				0	0	0
用する作業		80 kW 以上		O %2		O %2	O%2	0
 トラクターショベルを使用する作	- *	0kW ~70 kW				0	0	0
トラグターショへルを使用する」	70 kW 以上		O %2		O %2	O%2	0	
ブルドーザーを使用する作業		0kW ~40 kW				0	0	0
		40 kW 以上		O %2		O %2	O*2	0
コンクリートカッターを使用する作業 ※1						0		0
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					0	0		0

作業名		騒音規	振動規		市条例		
15来有		制法	制法	騒音	振動	粉じん	
舗装版破砕機を使用する作業	※ 1		0			0	
インパクトレンチを使用する作業				0			
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業				0			
火薬を使用する破壊作業				0	0	0	
バイブレーションローラー及びランマを使用する作業				0	0	0	
電動工具を使用するコンクリート仕上げ作業				0		0	
動力源として発電機(10kW 以上)を使用する作業				0			
コンクリート破砕機を使用する作業				0	0	0	

- (※1) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。
- (※2) 環境大臣が指定する低騒音型建設機械は、市条例の対象となります。

2 届出義務者

建設工事を施工しようとする元請業者に義務があります。法人の場合は、代表者(代表権を有する者)が届出者となります。代表権を有しない者が届出者として届出を行う場合は、代表権を有する者からの委任状の提出が必要となります。

3 届出の提出期限

特定建設作業の開始の7日前までに、届出書を提出してください。「7日前までに」とは、「中7日をあける」ことを意味します。

4 実施期間の期限

届出できる工事期間は、最長で 6 ヶ月間とします。期限を超えて特定建設作業を実施しようとする場合は、その 7 日前までに、再度延長のための届出書を提出してください。

5 届出の単位

同一の工事で複数の場所(例えば、桃園町と富田町など、隣接していない複数の場所)で作業を実施する場合は、場所ごとに届出書を提出してください。

6 提出書類

(1) 特定建設作業実施届出書(表紙)

作業の種類ごとに作成してください。例えば、さく岩機とバックホウを使用する場合、表紙は 2 種類必要となります。

(2) 添付書類

- 公害防止の方法
- 作業現場の付近見取り図
- 特定建設作業及び建設工事の工程表
- 道路占用又は道路使用に関する許可等の書類(夜間に作業を実施する場合)

「様式はホームページからもダウンロードできます。

- ①市ホームページトップページ(http://www.city.takatsuki.osaka.jp/) > 「申請書ダウンロード」 > 「特定建設作業及び環境保全に関する届出」 > 「特定建設作業」
- 2http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/kankyouh/shinseishodl/tokken/index.html

7 届出書の提出部数

特定建設作業実施届出書(作業の種類ごと)及び添付書類を、正本 1 部及び副本 1 部の計 2 通提出してください。副本は、その場で返却いたします。高槻市職員が現場検査をする場合がありますから、副本は当該建設工事現場に保存しておいて下さい。

(例)



8 届出書の提出先・問合せ先

高槻市 市民生活環境部 環境政策課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号(市役所本館5階)

電話:072-674-7486

アスベスト使用有無に関する事前調査について

建築物等の解体・改造・補修工事を行う場合は、アスベストの使用の有無などの事前調査が必要です

- ◇ 事前調査は、①設計図書その他の資料による調査、②目視による調査 により行います。
- ◇ ①及び②の方法で判別できない場合は分析が必要になります。(アスベストが使用されているとみなして、アスベストの飛散防止措置を講じ、解体等の作業を行う場合は、分析は省略できます。)

事前調査の結果を公衆の見やすい箇所に表示してください

◇ アスベストが使用されていない場合も表示は必要です。

アスベスト除去作業について

◇ アスベストを含む解体等工事を実施する場合は、別途届出が必要な場合がありますので、事前に ご連絡ください。

建設作業を実施する際の注意点等

近年、マンション建設や建築物の解体等における騒音・振動の苦情が増加しています。建設・解体作業における騒音及び振動は、工場等から経常的に発生するものとは異なり、周辺住民の理解を得られれば苦情の発生を未然に防ぐことができるものがほとんどです。注意して作業を行うようお願いします。

近隣への説明等について

- ◇ 工事実施前に工事現場周辺の住民のみなさんに対して、工事の概要、作業時間、作業期間及び防止対策などについて十分な説明を行ってください。
- ◇ 工事現場には、住民からの苦情窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法等を表示するようにしてください。
- ◇ 苦情があった場合には、速やかに誠意を持って対応してください。

騒音等の防止対策

- ◇ 建設機械を使用する場合は、低騒音・低振動型のものを使うよう努めてください。また、整備不良により、異常な騒音、振動が発生しないよう点検、整備に努めてください。
- ◇ 工事現場周辺への公衆災害の防止のため、仮囲み、養生シート等を設けるとともに、十分な危害防止の措置を講じてください。また、粉じん等が生じる場合は散水等適切な処置を行ってください。
- ◇ 作業現場への資機材の搬出入・解体がらの搬出、工事関係車両の作業音等については、近隣住民に配慮し作業を行ってください。
- ◇ 工事車両の出入の際には、通行人の安全確保を図るため、誘導員等を配置するものとします。
- ◇ 近隣住民の生活を著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合は、防音シート、防音パネルなどを設置してください。
- ◇ 近隣住民から騒音計及び振動計の設置の要望を受けた場合は、それらの設置に努めてください。
- ◇ 騒音・振動・粉じん等が近隣住民の生活環境に著しい影響を与えると想定される場合は、その対策を立てるとともに、月間工程表又は週間工程表を作成し、工事予定を詳しく説明するよう努めてください。

特定建設作業の基準

(1)騒音に関する規制

	基準値	作業	時間	作業日数		
	(dB)	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
騒音規制法	8 5	7時から19時	6時から22時	連続6日以内		
市条例	0.0	10 時間	14 時間	里	口外的	

(2)振動に関する規制

	基準値	作業	時間	作業日数		
	(dB)	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
振動規制法	7 5	7時から19時	6時から22時	連続6日以内		
市条例	()	10 時間	14 時間	上流 (V	日外N	

(3)粉じんに関する規制

	基準	作業	時間	作業日数		
		1 号区域	2 号区域	1 号区域 2	号区域	
市条例	作業の場所の敷地の周辺の 生活環境をそこなうことの ないよう、作業の場所の周辺 に板囲、防音、防じん幕その 他適切な方法によって、騒音 及び粉じんを防止する施設 を設置すること。	7時から19時 10時間	6 時から 22 時14 時間	連続 6 日	以内	

- 備考 ① 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。
 - ② 日曜日その他の休日は作業禁止
 - ③【1号区域】用途地域が第1·2種低層住居専用地域、第1·2種中高層住居専用地域、第1·2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域若しくは準工業地域である区域若しくは工業地域である区域のうち病院、入院施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域又は用途地域の指定のない地域
 - 【2号区域】用途地域が工業地域である区域のうち第一号区域に該当する区域以外の区域

高 槻 市 長

住 所届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

□騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、

□振動規制法第14条第1項(第2項)

☑高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例第36条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設	工 事	の	名	称	株式会社△△△	解体工事			
建設工事の	目的に係る力	施設又はコ	こ作物の	種類	鉄筋コンクリー	· 卜 3 階建			
特 定 建	建 設 作	業(カ 種	類	ショベル系掘削	機械を使用する	作業		
特定建設作業 表第2、振動					ショベル機 〇	○社製 BD-1S	20kW 1台		
害の防止及び別表第6に規	ド環境の保全	に関する	条例施行	規則	ショベル機 〇	○社製 EF-2T	30kW 1台		
特 定 建	註 設 作	業(の場	所	高槻市○○町○)-()			
特定建	設 作 業	まの 実	施期	間	令和○ ⁴ 令和○ ⁴			*	
					作業開始	作業終了	作業日	実働時間	
特定建設付	作業の開	始及び終	終了の日	寺 刻	8 時	17 時	日曜祝日を除く	8 時間	
騒音、振動	動又は粉	じんのり	ち止のフ	5 法	別紙「公害防	「止の方法」の	とおり		
発注者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者 の氏名)及び住所			表者	高槻市△△町△-△㈱△△代表取締役△△ (電話番号△△△-△△△△)					
届出をする者	の現場責任	者の氏名及	び連絡場	計	〇〇 〇〇 (電話番号〇〇〇-〇〇〇)				
			高槻市□□町□-□ ㈱□□□ 代表取締役□□ (電話番号□□□-□□□□)						
業を実施する場合 下請負人の現場責任者の氏名及び 連絡場所 □□□□□ (電話番号□□□-□□□□)									
特定建設作業 工事の工程	を及び当該特	定建設作業	業に伴う	建設	別紙のとおり				
※ 審 査	結 果						<u>*</u>		
※ 備	考						型 収		
添付書類 特	定建設作業	の場所の付	近の見取	区区	別紙のとお	5	印		

- 注1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第6に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出してください。
 - 2 特定建設作業の種類の欄は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第6に掲げる作業の種類を記載してください。
 - 3 特定建設作業の実施の期間の欄は、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記してください。
 - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄は、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて記載してください。
 - 5 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程の欄の記載は、できる限り、表等を利用してください。
 - 6 ※印の欄は、記載しないでください。

記入例

公害防止の方法

(高槻市環境政策課)

140 A	
120 120 1	

	0	0		1. 建設・解体等工事内容
				①種別 □建設 ☑解体 □その他()
I to NIIG				②構造 □木造 □SRC ☑RC □その他()
作業				③階高 □5階建以上 ☑4階建以下
内容			0	2. 工作物等工事内容
	ļ			□道路補修等 □地下配管工事等 □その他()
		0	0	3. 工事 (形質変更) 面積 〇〇〇m²
	0	0	0	4. 低騒音・低振動型建設機械の使用
				□全機種☑一部機種
		0		5. 敷地境界・建物周囲における対策
				①対策 □防音塀 □パネル □防音シート □メッシュシート
				②範囲
公害防				③高さ 約 O.Om
止対策	0	0		6. 動力源等の対策
		ļ		☑防音カバー等 □適正配置 □アイドリングストップ
	0	0	0	7. 粉じん防止方法
				☑散水→上部より ○本、地上より ○本 □その他()
•				
				○ 図五音生工伝の傾引
	0	0		9. 搬出入道路
				□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
安全				10. 交通安全対策
対策				□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		0		11. 現場周辺のパトロール
				□を期的 □随時 □その他()
	0	0	0	12. アスベスト関係 【工場、事業場及び延床 300m2 を超える建築物の解体の場合は、
				事前調査書面を提出】
				①事前調査日 令和○年 〇月 〇 日
				②調査方法 □分析 ☑設計図書 ☑目視
アスベ				③使用有無 ☑使用あり □使用なし
スト(建物等				④使用場所 □天井 ☑壁 □その他()
の解体・				⑤種類 口断熱材 口吹付け材(リシン等含む)
補修時)				□保温材 □耐火被覆材
				☑成形板等→使用面積 〇〇㎡
				口その他(
				⑥結果書面の作成と発注者への説明 ☑実施 □今後実施
				①事前調査結果の表示 □実施 ☑今後実施
				13. 周知の方法
周知	ļ			□説明会 ☑各戸説明 ☑周知文配布 ☑立看板
	0			14. 周知の範囲 スタスクログラン スタン・ファイス はまの な
	0	0	0	☑ ☑ 周辺自治会等 □ 面する住居のみ 15. 苦情対応責任者
				15. 舌情対応負任名 ☑現場常駐 □現場事務所常駐 □その他())
苦情管				型沙沙河市河工 □水鸡芋1カバ市河 □(V/巴(
理体制				氏名 □□ □□ 電話番号 □□□(□□□)□□□□
				ZH ZH ZH ZH ZH